

教育後援会学部学生・研究科院生教育研究活動支援事業実施要領

平成 25 年 4 月 10 日制定

平成 30 年 7 月 24 日改定

趣 旨

8 学部・10 研究科を擁する大阪市立大学は、これまで全国の公立大学の中で最大規模の大学として優れた教育・研究活動を行ってきた。平成 18 年 4 月の法人化後は、近年の激しい大学間競争に生き残るべく、これまで以上に自立的で、独自性のある大学運営が要請されている。

このようなことを背景として、教育後援会が全学を対象に実施している学部学生・研究科院生や教員への支援事業の他に、学部・研究科固有の教育活動にも有益な支援が必要であることが指摘されていた。

本事業は、学部・研究科における特色ある教育活動の支援を目的とし、学部・研究科長の申請に基づき審査の上、支援を行うものである。

もとより、本制度は大阪市立大学の各学部・研究科のみならず、大阪市立大学総体の発展に寄与することを期するものである。

(事業の目的)

第 1 条

魅力ある学部・研究科の構築を目指す特色ある教育活動を支援し、延いては学部・研究科の発展に寄与することを目的とする。

(事業の実施)

第 2 条

本事業は、学部・研究科長から提出された支援金交付申請に基づき、第 7 条に定める学部学生・研究科院生支援委員会において審議の上、支援金を交付することにより実施する。

(事業の対象)

第 3 条

学部・研究科の発展に繋がる特色ある教育活動の支援を対象とする。ただし、教育後援会が全学を対象に実施している個別の支援事業と重複する事業は除外するものとする。

(事業の運用)

第 4 条

(支援金管理体制)

学部・研究科の長は、学務企画課の学部・研究科担当係長に本事業の支援金の受入れおよび執行に必要な学部・研究科内の事務をあらかじめ指示するものとする。

(執行報告と未執行金の返還)

支援金の執行は当該年度内に完了するものとし、所定の執行報告書を年度末に提出す

るとともに、これに関する証憑書類は各学部・研究科において保管するものとする。また、未執行金が生じた場合は当該年度末までに教育後援会に返還するものとする。

(事業の予算)

第5条

本事業の予算は各年度の役員会の議を経て定例評議員会において決定する。

(支援金の交付)

第6条

あらかじめ登録された各学部・研究科長名義の口座に振込むものとする。

(本事業に関わる諮問委員会)

第7条

(諮問委員会の名称)

教育後援会会則第8条第8項に定める本事業に関わる諮問委員会は、教育後援会学部学生・研究科院生支援委員会と称する。

(構成)

本委員会は、大学副学長（教育担当）、大学副学長（研究担当）および代表幹事が委嘱した委員2名で構成する。

(委員長の選出)

本委員会の委員長は、大学副学長（研究担当）に委嘱するものとする。

(委員会の開催)

本委員会は、委員長が代表幹事と打ち合わせて開催する。

(実施要領の改廃)

第8条

本実施要領の改廃は、常任幹事会の承認を得て実施する。

付 則

本実施要領は、平成30年7月24日より施行する